

野焼きは法律で禁止されています

廃棄物処理法第16条の2により、廃棄物の野外焼却(野焼き)は**原則禁止**されています。

違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方が科される場合があります。

野焼き禁止の例外は以下の場合に限られ、この場合でも、近隣にお住まいの方に迷惑がかからないように配慮が必要です。

1. 国や地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却
2. 震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策または復旧のための焼却
3. 風俗習慣上、宗教上の行事のための焼却
4. 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ない焼却
5. たき火など日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの

市役所からのお願い

- ◆ 部屋の中が臭くなったり、洗濯物にすすが付く、臭くなるなど、被害を受ける方もいます。
風向きに注意したり、事前に連絡するなど、近隣にお住まいの方に迷惑がかからないようにしてください。
- ◆ 例外に該当する場合でも、容易に代替方法があるものは、野焼きをしないでください。(例えば、可燃ごみとして出す)
- ◆ 農業でやむを得なく焼却する場合、稲・麦わらなどの対象物をしっかり乾燥させたいうえで行ってください。
- ◆ 焼却中は、その場から離れないでください。